個人情報を記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者の診療情報提供書を A 診療所あてに作成するところ、誤って同名の B 診療所あてに作成し郵送した事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者 ID、診療内容、治療方針等

2 事案の経過

〇令和7年8月4日(月)

・医師が患者の診療情報提供書を作成する際、A 診療所あてに作成すべきところ、誤って同名のB 診療所あてに作成し郵送した。

〇令和7年8月8日(金)

- B 診療所から電話連絡があり誤送付が発覚、謝罪した。 B 診療所において誤送付した診療情報提供書を破棄した。
- ・医師から患者へ電話にて経緯を説明し、謝罪した。また、A 診療所へ診療情報提供書を発送した。

3 誤送付の原因

• 医師が診療情報提供書を作成する際、宛先住所等を含めた確認を怠ったため。

4 再発防止策

・診療情報提供書を作成する際、患者(家族)への聞き取りや紹介先の診察券等で宛先を十分に確認するよう指導した。